

Cvent・イベント・クラウド利用規約

最終更新日：2021年5月27日

重要なお知らせ：この規約を慎重にお読みください。本文書（以下「本利用規約」といいます）は、SaaSpresto株式会社（以下「当社」といいます）が、各個人または企業（以下「お客様」といいます）に対して、Cvent Singapore PTE Limited（以下「Cvent」といいます）が提供するSaaSソリューションを介して本サービスへのアクセスを提供する条件を規定するものです。

お客様は、SaaSソリューションまたはSaaSソリューション上のコンテンツにアクセスすることにより、本利用規約から（提供されているURLによって）リンクされているポリシーやガイドラインを含む本利用規約を遵守し、本利用規約により拘束されることに同意するものとします。お客様が本利用規約を理解されない場合、または本利用規約に同意されない場合、SaaSソリューションまたは本サービスのご利用をお控えください。

本利用規約は、Cventによる本サービスの利用規約が修正された場合を含め、当社の裁量で本利用規約を修正することができます。修正された本利用規約は、当社Webサイト（<https://cvent.saaspresto.jp/>）に掲載するか、当社がお客様に通知することにより発効するものとします。

定義：

「本契約」は、本利用規約、注文書、ならびに本利用規約で参照されているその他のすべての添付書類および別紙の総称とします。

「機密情報」とは、形式の如何を問わず、いずれかの当事者（Cventを含みます。以下、本定義において同様とします。）にとって財産的価値があり、またはいずれかの当事者によって機密として扱われる情報を意味します。これには、当事者によって、または当事者に代わって、直接的または間接的に他方の当事者またはそのいずれかの従業員もしくは代理人に対して、口頭、目視または書面で開示されるあらゆる顧客データ、発見、アイデア、発明、ソフトウェア、設計、仕様、プロセス、システム、研究、図表、開発、ビジネスプラン、戦略または機会に関連する情報、技術データまたはノウハウ、ならびに財務、コスト、価格、サプライヤー、ベンダー、顧客および従業員に関する情報などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。本契約の条項および条件、ならびにCventの製品またはサービスの注文は、機密情報とみなされます。

「顧客データ」とは、資料、情報、データ、コード、コンテンツおよびその他の情報で、お客様またはその従業員もしくは代理人が収集（または Cvent がイベント参加者などから収集）したもの、または SaaS ソリューションを介して Cvent に送信したもの、または本サービスを介して表示もしくは送信する目的で他の媒体を介して Cvent に送信したものを意味します。

「Cvent コンテンツ」とは、SaaS ソリューションを利用する過程に含まれているか、またはその過程でお客様に提供される情報、文書、ソフトウェア、製品およびサービスを意味します。

「開発物」は、第 3.2.2 条に定義される意味を有します。

「ドキュメンテーション」とは、Cvent または当社によって一般に提供されている形式による、SaaS ソリューションの利用に関する使用説明書、リリースノート、マニュアル、オンラインヘルプ・ファイルで、Cvent または当社によって随時更新されたものを意味します。

「発効日」とは、適用される注文書が両当事者によって作成された日、または注文書を当社が承諾した日を意味します。

「注文書」とは、お客様より提出された見積書、見積補足資料兼申込書、両当事者により締結された注文固有の情報（本サービスの説明、使用量メトリック、料金およびマイルストーンなど）が記述されている SOW を含む文書を意味します。

「本製品」とは、SaaS ソリューションおよびその他のソフトウェアプログラム（関連するあらゆる資料または知的財産、およびあらゆる更新、改良、修正または変更、およびドキュメンテーションが含まれます）、Cvent コンテンツ、開発物、本契約に基づき当社が提供するすべてのツールキットおよびその他のプログラム、ならびに本サービスの遂行に関連して当社が提供するトレーニング資料、チュートリアルおよび関連文書の総称とします。

「プロフェッショナルサービス」とは、データ変換、データマッピング、実装、サイトプランニング、コンフィグレーション、SaaS ソリューションの統合およびデプロイメント、トレーニング、プロジェクト管理、ならびにその他のコンサルティングサービスを意味します。

「保護対象情報」とは、(i) データ対象者の人種または民族的出自、(ii) データ対象者の政治的意見、(iii) データ対象者の宗教的信条またはこれに類するその他の信条、(iv) データ対象

者の労働組合への加入状況、(v) データ対象者の身体的または精神的な健康または状態（食物アレルギーまたは医療連絡先情報を除く）、(vi) データ対象者の性的生活、(vii) データ対象者が犯罪を行ったこと、または犯罪を行ったとの疑いがあること、(viii) データ対象者が行った犯罪または行ったとされる犯罪のための手続、そのような手続の処分またはそのような手続における裁判所の判決、(ix) 国民、社会保障もしくは納税者個人識別番号、または政府が発行するその他の ID 番号、生年月日、および/または性別（そのようなデータの保存のために Cvent が提供する暗号化されたフィールドに保存されている場合を除きます）、(x)金融口座情報（Cvent のオンライン決済モジュールを利用して安全に入力された決済カード情報を除きます）、(xi)個人情報の保護に関する法律に定義する要配慮個人情報または(xii)合理的な人が高度な機密情報として認識すると思われるその他の情報（ただし、誤解を避けるためですが、名前、役職、会社名、住所、電子メールアドレス、電話番号などの連絡先情報は除きます）を意味します。

「SaaS ソリューション」とは、注文書および関連するサポートに明記されているサービスとしてのソフトウェアおよびその他のソフトウェア・サービスを意味します。

「本サービス」とは、SaaS ソリューションとプロフェッショナルサービスの総称とします。

「SOW」とは、お客様のためのプロフェッショナルサービスについて記述し、両当事者が相互に作成した単一または複数の作業指示書、作業承認書または作業明細書を意味します。

「サブスクリプション期間」とは、注文書にしたがってお客様が SaaS ソリューションを使用する権限を与えられる期間を意味します。

「サポートサービス」は、第 5.1 条に定義される意味を有します。

「ウイルス等」とは、プログラム、サブルーチン、コード、指示、データまたは機能（ウイルス、ワーム、日付爆弾、時限爆弾、停止装置、キー、認証コードまたは Cvent のアクセスを許可するパスワードを含みますが、これらに限定されません）であって、お客様の機器構成上のソフトウェアもしくはデータの動作、または機器構成もしくは SaaS ソリューションが通信することが可能である他の機器もしくはシステムの動作を損傷、中断、妨害または阻止することを明確に意図しているものを意味します。

1 目的および範囲

1.1 目的： 本利用規約は、当社がお客様およびその関連会社に本サービスを提供す

るための一般的な条件を定めるものです。特定の本サービスのサブスクリプションまたは使用に関する追加の条件は、www.cvent.com/en/product-exhibits で提供されている適用される別紙（それぞれを「製品別紙」といいます）に記載されています。各製品別紙は、その製品別紙に明記されている本サービスにのみ適用されます。各製品別紙の適用においては、Cvent を「Cvent または当社」と読み替えて適用するものとします。

- 1.2 追加の注文書：本契約期間中、相互に合意し、詳細を定めた新しい注文書が作成された場合、お客様は追加の本サービスを申し込み、もしくは購入し、または注文書で許可されている本サービスの範囲を拡大することができます。
- 1.3 優先順位：本利用規約のいずれかの条件が、注文書または製品別紙の条件と矛盾する場合にはその範囲に限って、本利用規約の条件が優先して適用されます。ただし、注文書または製品別紙に、本利用規約の特定の部分よりも優先して適用される旨が明記されている場合はこの限りではありません。

2 手数料、税金および支払

- 2.1 一般：お客様は、注文書に別途記載のない限り、請求書の日付の翌月末日までに、適用される注文書または SOW に明記されている料金を支払うものとします。別段の明示的な指定がある場合を除き、すべての支払義務は、注文書の作成より開始します。お客様が料金を支払うまで、当社は、お客様に対して SaaS ソリューションを提供する義務を負いません。
- 2.2 通貨と税金：料金は、適用される注文書で指定された通貨によるものであり、適用される税金は一切含まれていません。お客様は、本サービスの提供に関連して課されるすべての適用される税の支払について責任を負います。
- 2.3 料金に関する紛争：お客様は合理的かつ誠実に、請求日から 30 日以内に、請求された金額について異議を唱えることができます。ただし、お客様は、第 2.1 条に従って、請求書のうち、異議がない部分を速やかに支払うものとし、紛争が解決するまで、紛争の対象となる部分の支払のみを保留することができます。両当事者は、45 日以内に支払に関する紛争を解決するために誠意をもって交渉するものとします。
- 2.4 支払不履行：期限通りに支払を行わなかった場合には、本契約の重大な違反となり、当社は第 12.4 条の規定に従って自身の履行義務を停止することができます。お客様

は、本契約に基づき支払われるべき金額であって、前条に定める紛争の対象となっていない金額を回収するにあたって発生した費用（利息および合理的な弁護士費用を含む）につき、当社に弁済するものとします。SaaS ソリューションのために支払われる金額または支払われるべき金額は、プロフェッショナルサービスの履行を条件としていません。お客様は、本契約に基づく自身の本サービスの利用が、将来において性能または機能が提供されることを条件とするものでなく、将来の性能または機能に関して Cvent または当社によって行われた口頭または書面によるコメントに依拠して行われるものでないことに同意します。

- 2.5 超過料金：お客様が使用量メトリックを超過した場合、お客様は適用される注文書で指定されているとおり、または指定されていない場合には適用される SaaS ソリューションのその時点での現行料金を適用して支払うものとします。
- 2.6 旅費および宿泊費：お客様が当社にオンサイトサービスを依頼した場合、お客様は、請求日から 30 日以内に当社の合理的な旅費および宿泊費の実費を支払うものとします。
- 2.7 料金の調整：注文書記載のサブスクリプション料は、注文書に別途の記載のない限り、適用される注文書の当初のサブスクリプション期間中、固定されます。それ以後、将来の期間において当社はこれらの料金を値上げすることができますが、年間値上げ額は当初のサブスクリプション期間の最後の年の 10%を超えないことを条件とします。当該値上げ後にお客様が SaaS ソリューションを利用した場合、お客様は変更後の料金に同意したものとみなします。本利用規約に含まれているいかなる内容にもかかわらず、プロフェッショナルサービスの料金は、本第 2.7 条の適用対象ではありません。

3 本サービス

3.1 SaaS ソリューション：

- 3.1.1 サブスクリプション権：本契約の規定にしたがって、当社は、サブスクリプション期間中、お客様に対して、お客様の社内業務目的に限り SaaS ソリューションにアクセスして使用するための、譲渡不可能で、非独占的で、取消可能で、サブライセンス権のないサブスクリプション権を許諾します。お客様は、当社が SaaS ソリューションの一部として納品義務を負わず、本製品のコピーをお客様に出荷しないことを確認します。お客様は、本契約に基づき、SaaS ソリューションの範囲および/または期間を超えて本製品を使用するためのいかなるライセンスも取得することはないことに同

意します。このサブスクリプション権を除いて、本サービスにおいて本契約に基づいて他の権利が許諾されることはなく、本サービスが他の製品、サービス、成果物とは別個のものであるか、それらと統合されているかにかかわらず、本サービスは、Cvent または当社、およびそのライセンサー（もしあれば）のみの独占的な財産です。

3.1.2 使用量メトリック：SaaS ソリューションを使用するお客様の権利は、適用される注文書で指定される使用量メトリックの数によって制限されます。当初の注文書に記載される使用量メトリックは、お客様が契約期間中に約束した最低量を表します。期間中に使用量または使用量メトリックが減少しても、それに関して料金の調整または返金が行われることはありません。

3.1.3 変更および環境：SaaS ソリューションへのアクセスは、Cvent または当社が承認し、顧客が提供するブラウザを使用してインターネット経由でアクセスされる Cvent の提供環境のバージョンに限定されます。Cvent は、SaaS ソリューションを定期的に更新し、製品が入手不能となったり、生産終了したりした場合、またはソフトウェア要件が変更された場合には、同等の機能を追加および/または代用する権利を留保し、当社はそれに従った SaaS ソリューションを提供することにより本契約における義務を果たします。SaaS ソリューションは、Cvent またはその指定する第三者のサプライヤーまたはデータセンターが保持するサーバーでホストされます。お客様は単独で、インターネットアクセスおよび適切な帯域幅などを含む SaaS ソリューションにアクセスするために必要なすべての機器を自己費用負担で取得および維持する責任を負います。

3.1.4 ユーザーID：当社は、お客様が SaaS ソリューションにアクセスするための 1 つまたは複数のユーザーID およびパスワードをお客様に割り当てるものとします。お客様は、これらの ID およびパスワードの盗難、紛失または不正使用から守るために、合理的な予防措置を講じるものとします。各ユーザー ID は割り当てられた個人に固有のものであり、お客様の他の人員を含め、他の人と共有されてはなりません。

3.2 プロフェッショナルサービス：

3.2.1 範囲：当社は、適用される SOW に記載されているプロフェッショナルサービスを実行するものとします。いずれの当事者も、SOW で指示されている作業への追加、または作業の削減もしくは変更を行うための変更の注文を提案することができます。各変更の注文には、プロフェッショナルサービスまたは成果物の変更内容、実行時期および当社に支払われるべき料金への影響が明記されなくてはなりません。変更の注文

は、両当事者に合意されるまで拘束力を持ちません。

3.2.2 **開発物**：SOW で合意されている場合、Cvent または当社は、本製品または Cvent コンテンツの修正をすることができます(以下、修正された対象を「開発物」といいます)。当社はサブスクリプション期間中、適用される料金および請求額の期限内の支払を条件として、本契約の制限にしたがって、SaaS ソリューションの使用に関連してのみ、開発物を使用するための個人的で、非独占的で、譲渡不可能なライセンスをお客様に許諾します。SOW に記載されていない限り、Cvent または当社は、開発物を SaaS ソリューションの将来のバージョンまたはリリースと互換性を持たせるために必要な更新または再統合作業を提供しません。

3.2.3 **第三者の統合**：プロフェッショナルサービスには、構成可能なさまざまな第三者のアプリケーションとの統合（「コネクタ」と呼ばれる場合もあります）の提供が含まれる場合があります。Cvent のコネクタの構成と使用は、(a)お客様が第三者のアプリケーションの有効なライセンスおよびログイン資格情報を維持していること、ならびに (b)第三者のアプリケーション・プログラミング・インターフェースの継続的な互換性および安定性の持続に依存します。お客様は、前記の依存性を満たすこと、また、コネクタその他のインテグレーションを介して外部のアプリケーションに伝送される（伝送ポイントまでは除きます）データの正確性、完全性もしくは品質につき、Cvent または当社が管理することはなく、保証することはできないことを理解し、同意します。また、Cvent または当社は、第三者のデータの品質、または Cvent または当社のコネクタの使用またはその他の統合に起因するミスコンフィギュレーション、データ破損またはデータ喪失については責任を負いません。

4 お客様による使用

4.1 **容認される使用**： Cvent および当社は、SaaS ソリューションを介して伝送される通信または顧客データの内容を監視したり、管理したりせず、Cvent および当社はかかる通信または伝送の内容について責任を負いません。お客様は、適用されるすべての法律および規則、ならびに <http://www.cvent.com/en/privacy-policy.shtml> に掲載されている Cvent のプライバシーポリシーに沿って、許可される適法な目的のために限り、SaaS ソリューションを使用するものとします。

4.2 **制限**： お客様は次のことを行ってはなりません。(i) 本製品または本サービスのライセンス許諾、サブライセンス許諾、販売、再販売、譲渡、賃貸、リース、譲渡（第 13.6 条（譲渡）に規定されている場合を除く）、配布、開示またはそれ以外の方法によ

る商業的利用もしくは第三者への提供、(ii)本製品もしくは本サービスをコピー、記録、抽出、破棄もしくは修正し、または本製品もしくは本サービスに基づく二次的著作物を作成すること、(iii)他のサーバーまたはデバイス上で本製品または本サービスを「フレーム処理」または「ミラーリング」すること、(iv)ベンチマーキングもしくは競争を目的として本製品もしくは本サービスにアクセスすること、またはアプリケーションサービスプロバイダ、タイムシェアリングもしくはサービスビューローのために本サービスを使用すること、または自分自身の内部使用以外の目的で、本製品もしくは本サービスを使用すること、(v)本製品もしくは本サービスの逆コンパイル、逆アセンブル、もしくはリバースエンジニアリング、または本製品もしくは本サービスのソースコードもしくはその根底にあるアイデアもしくはアルゴリズムを発見しようとする事、(vi)本製品または本サービスの著作権またはその他の所有権の表示を削除、不明瞭化または変更すること、(vii)第三者のプライバシー権を侵害する素材を含め、権利を侵害する素材、猥褻、脅迫もしくは名誉毀損となる素材、またはその他の違法な素材を送信または保存するために、本製品または本サービスを使用すること、(viii)ウイルス等が含まれている素材を作成、使用、送信、保存もしくは実行するために、本製品もしくは本サービスを使用すること、またはその他の悪意のある行為に携わること、または本製品もしくは本サービスのセキュリティ、完全性もしくはオペレーションを混乱させること、(ix)本製品または本サービス、または関連するシステムもしくはネットワークへの不正なアクセスを試みたり、許可したりすること（これには侵入テスト、DoS 攻撃またはこれに類するの試みを行うことを含みますが、これに限定されません）、(x)すべての適用される法律および規則に遵守せずに、本製品または本サービスを使用すること、(xi)競合他社に対して本製品もしくは本サービスへのアクセスを許可すること、または権限を与えられていない第三者による本製品もしくは本サービスへのアクセスを許可すること、または(xii)他の者（ユーザーを含む）が上記のいずれかを行うことを許可または支援すること。

- 4.3 権限を与えられたユーザーによる違反: 権限を与えられたユーザーが本契約を遵守しなかった場合には、お客様による違反とみなされ、Cvent または当社は、かかる違反に起因し、お客様または第三者が被った損害について一切の責任を負いません。お客様は、アクセス ID のセキュリティが損なわれた場合、または不正使用が疑われ、もしくは発生した場合には、権限を与えられたユーザーのアクセス ID を停止するために、当社への通知を含め、必要なすべての措置を直ちに講じるものとします。
- 4.4 サーバーの場所: お客様は、Cvent が米国と欧州にのみサーバーを保有していること、また、SaaS ソリューションが、個人データをその国に所在するサーバーに保持することが義務付けられている国のお客様または第三者によって使用されることは意図さ

れていないことを認識しています。前記の一般性を制限することなく、本契約に基づき提供される本サービスは、ロシアに居住するロシア連邦市民による使用は意図されていません。お客様は、適用されるすべてのデータ、プライバシーに関する法規制等を遵守して本サービスを使用することを表明および保証するものとします。

お客様は、香港およびマカオを含む中華人民共和国（これらを総称して「中国」といいます）内でお客様が本サービスを使用する場合、政府の規則および規制、ならびにビジネス環境に付随する固有のリスクを伴うことを認め、同意します。これには、電気通信またはインターネット・サービスへのアクセス（および中断）、ならびにデータプライバシーに関連する法規制が含まれますがこれらに限定されません。したがって、お客様は、中国国内での本サービスの使用は、お客様単独でのリスク負担とし、Cvent または当社が (i)中国で本サービスを提供しなかったり、提供できなかったりした場合、または (ii)中国の居住者および中国国外の市民の個人データを転送した場合、本契約違反とはならず、いかなる場合も Cvent または当社は、中国国内でお客様が本サービスを使用すること、または使用できないことに起因するあらゆる損害（直接的、間接的、派生的、懲罰的、特別またはその他、いずれであるかを問いません）、罰金、過料、クレジット、リベート、相殺またはその他の形態による支払について、お客様に対して責任を負わないものとします。お客様は、中国国内でのお客様による本サービスの利用を原因とし、もしくはかかる利用に起因する請求等について、または中国の居住者もしくは市民の個人データに関連して発生した請求等について、Cvent または当社、その取締役、役員、従業員、代理人および関連会社に補償し、これらを防御し、免責するものとします。

4.5 保護対象情報： お客様は、本サービスを使用するために、お客様が SaaS ソリューションに、または SaaS ソリューションを通じて保護対象情報を提供する必要がないこと、また、Cvent または当社が、保護対象情報に関連して、お客様、その代表者、ユーザー、またはその他の者に対して一切の責任を負わないことを認め、同意します。お客様は、SaaS ソリューションに、保護対象情報をアップロード、提供または提出してはなりません（また、その代表者およびユーザーがそうしないように確保するものとします）。Cvent または当社は、お客様またはそのユーザーが本条の制限に違反したと Cvent または当社が誠実に判断した場合、通知後、お客様またはそのユーザーの SaaS ソリューションへの全部または一部のアクセスを停止することができます。

4.6 サードパーティコンテンツ： Cvent または当社の Web サイト上で公開されているか、または SaaS ソリューションを通じて提供されている第三者のデータ、コンテンツ、素材またはソフトウェア（以下「サードパーティコンテンツ」といいます）は、第三

者のライセンスの対象となる場合があります、これらのライセンスは、該当する第三者のライセンサーによっていつでも変更されたり、取り消されたりする可能性があります。また、SaaS ソリューションの機能が著しく低下しない限り、サードパーティコンテンツの削除または変更は、本契約または注文書の重大な違反とみなされないものとします。

- 4.7 スパムメールまたは迷惑メール禁止：お客様は、違法もしくは不当行為のため、またはそのプロセスに含まれることを明示的に許可していない者にジャンクメール、チェーレンレター、ねずみ講、フィッシング、スパムまたはその他の未承諾の電子メールを送信するために、本サービスを使用してはなりません。前記の一般性を制限することなく、お客様は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律を含むすべての適用される電子メールに関する法規制を遵守する義務を負います。招待、リマインダーおよび確認を含め、SaaS ソリューションを通じて送信されるすべての電子メールメッセージには、送信者としてのお客様を明示しなければならず、有効な実際の郵送先住所や、受信者がメーリングリストから退会できるようにするための「配信停止」リンク、メッセージが広告または勧誘である旨の通知を含めることに加え、すべての点で適用法を遵守しなくてはなりません。お客様は、合理的に可能な限り速やかに、遅くとも送信後 5 日以内に、お客様が直接受信した配信停止要求に積極的に対応し、処理するものとし、配信停止要求を反映させるために電子メールリストの更新を含めた一切の対応を採るものとします。当社は、お客様が本第 4.7 条に違反した場合、お客様によるサービスへのアクセスを直ちに停止または終了する権利を留保します。お客様は、本第 4.7 条に従って本サービスへのアクセスが終了した場合であっても、注文書記載の金額の全額を支払う責任を負います。

5 サポート

- 5.1 義務：SaaS ソリューションの一部として当社が提供するサポートサービスには、(i) SaaS ソリューションがドキュメンテーションに実質的に適合して動作するようにするための技術サポートおよびワークアラウンド、また、(ii)提供可能な場合には、そのアップデートの提供 (以下、総称して「サポートサービス」といいます)が含まれます。SaaS ソリューションのアップデートには、開発物を除く本製品のその後のリリースが含まれる場合があります、バグ修正、パッチ、エラー修正、マイナーリリースおよびメジャーリリース、新しいプラットフォーム以外の変更、または既存の性能を向上させるための改変もしくは修正が含まれる場合があります。アップデートには、当社が一般的に別途料金を請求する新しい製品、モジュールまたは機能は含まれません。

- 5.2 サポートの例外：当社は、以下に関するサポートサービスを提供しません。：(i) Cvent もしくは当社、またはそのライセンサー以外の者によって変更または修正された SaaS ソリューション、(ii) ドキュメンテーションに従わないで使用された SaaS ソリューション、(iii) プロフェッショナルサービス、(iv) 開発物、(v) Cvent または当社が提供する最低限のシステム要件文書をお客様が遵守しなかったこと、またはお客様が不適合データを使用したことに起因するエラーまたは誤動作、(vi) Cvent または当社が提供していないシステムまたはプログラムを原因とするエラーまたは誤動作。
- 5.3 トレーニング：お客様は、お客様が SaaS ソリューションを効果的に利用できるようにするために、すべてのユーザーが十分な初期トレーニングサービスを受けるように確保するものとします。
- 5.4 コミュニケーション：本契約を締結することにより、お客様は、本契約の署名者および SaaS ソリューションにアクセスするためのユーザーID を割り当てられた各人員に代わって、Cvent のホワイトペーパー、ウェブキャスト、ビデオ、ライブイベント、その他のマーケティングおよび情報資料を含むがこれらに限定されない Cvent の製品およびサービスに関する Cvent からの電子メール通信を受信することに同意するものとします。お客様は、自身の署名者および人員が、かかる電子メール通信で提供されるリンクを介してその購読を解除することにより、いつでも当該同意を撤回できることを理解しています。

6 安全基準および安全対策

- 6.1 支払カード：Cvent は、Payment Card Industry Data Security Standard（以下「PCI DSS」といいます）のその時点での最新版、または PCI 機関によって許可されている範囲内で PCI DSS の直前のバージョンの規定にしたがって、適用される情報セキュリティ管理を実施することにより、Cvent が保有し、Cvent のプラットフォームに保存されている支払カード情報の破壊、喪失または改ざんを防ぐための対策を維持するものとします。
- 6.2 個人データ：当社は、当社が保有するお客様の個人データの不正な破壊、開示または改ざんを防ぐための商業的な保護措置を維持するものとします。
- 6.3 データ保護契約：お客様と Cvent は、適用されるすべてのプライバシーに関する法律および規制を遵守し、相手側に対して、これらの法律および規制を遵守するために合理的に必要とされ、または要求される支援および協力を行うものとします。

SaaS ソリューションが、お客様に代わって欧州経済地域内またはスイスに所在するデータ対象者の個人データ（適用されるデータ保護法の定義による）の処理を伴うものである場合、お客様は、<http://www.cvent.com/en/pdf/data-processing-addendum.pdf> に掲載されている Cvent のデータ保護契約を Cvent と締結することに同意するものとします。

7 保証および免責

7.1 本サービスは、いかなる種類の保証もなしに「現状のまま」提供され、Cvent および当社は、本契約に基づき提供または提案される本サービスの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、正確性または完全性について、一切の表明または保証を行いません。商品性、特定目的への適合性、権原、権利侵害のないことについての黙示の保証、または商慣習、取引の過程、履行の過程で生じる、もしくは法令によって生じるあらゆる保証を、適用される法律で認められている最大限の範囲で、放棄するものとします。

7.2 インターネットの使用または接続は、権限を与えられていない第三者がセキュリティ対策を回避して、SaaS ソリューションおよび顧客データに不正にアクセスする機会を与えます。したがって、Cvent または当社は、インターネットに接続されたシステムを介して送信された情報、またはインターネットに接続されたシステムに保存された情報のプライバシー、安全性または真正性を保証することはできず、保証しません。セキュリティの侵害が疑われる場合、Cvent または当社は、お客様のデータを保護するために、事前の通知なしに直ちに、調査が行われるまでの間、お客様のサービスの利用を停止する可能性があります。

8 財産的権利

8.1 Cvent の知的財産権：本製品、本サービスおよび開発物（すべてのコンポーネント、派生物、修正および拡張を含む）におけるすべての知的財産権についてのすべての権利、権原および権益は、本契約または注文書の他の規定にかかわらず、Cvent が、現在および将来も、独占的に所有するものとします。本契約は販売ではなく、本製品、本サービスもしくは開発物の所有権、またはこれらに関連する所有権をお客様に譲渡するものではありません。本製品および本サービス、ならびに関連するロゴ、製品名などに関連する著作権、商標権、サービスマーク、企業秘密、特許およびその他の所有権についてのすべての権利、権原および権益は Cvent または当社によって留保され、明示的に許諾されていないすべての権利は Cvent または当社によって留保されます。Cvent または当社のみが、お客様または第三者から提供された提案、拡張要求、フィ

ードバック、助言またはその他の情報についてのすべての権利、権原および権益を所有するものとします。お客様は、本契約にしたがって Cvent が作成するソフトウェアおよび開発物につき、お客様がそれらについての所有権もしくは著作権を有し、もしくは保持するものではなく、本契約の条件にしたがって、お客様に提供されるものであることを確認し、同意します。法の運用またはその他の理由により、かかる権利が最初にお客様に帰属する場合には、本契約によりお客様は、永久的に、将来にわたって取り消すことなく、かかる権利をすべて、当社に譲渡します。本契約のいかなる内容も、開発物と類似しているか否かを問わず、お客様の競合相手を含め、他の企業から当社が業務を請け負ったり、第三者に成果物を譲渡したり、そのライセンスを供与したり、他のプロジェクトで、成果物の全部または一部を再利用したりする Cvent または当社の権利を妨害または制限するものではありません。

8.2 顧客データ：お客様と当社との関係においては、お客様はすべての顧客データについてのすべての権利、権原および権益を所有します。お客様は、すべての顧客データの正確性、品質、完全性、合法性、信頼性、適切性および知的財産権の所有権、ならびにすべての顧客データを使用する権利について単独で責任を負い、本契約により企図されている、Cvent または当社がこのデータを使用するために必要なすべての権利および同意を、現在および将来も有することを保証します。お客様は、サブスクリプション期間中、お客様に本製品および本サービス、ならびにお客様が明示的に同意したその他の活動を提供する目的に限り、顧客データを使用および処理するためのロイヤリティ無償で、全額払い込み済みで、非独占的で、譲渡不可能な（第 13.6 条（譲渡）に規定されている場合を除く）、サブライセンス可能な全世界を対象とする権利を Cvent および当社に許諾するものとします。

8.3 集計データ：本条の条件に基づいて、お客様は、Cvent が適用法および Cvent のプライバシーポリシーにしたがって、SaaS ソリューションの提供のため、他の Cvent の顧客への配布を含む商業的目的のため、ならびにベンチマーキング、調査および分析資料の作成および配布のために、SaaS ソリューションに入力され、または SaaS ソリューションによって収集されたすべてのデータ（本サービスの利用に関連するデータおよび顧客データを含みますが、これらに限定されません）を、集計および匿名化された形で使用することができることを認め、同意するものとします（当該データを、以下「集計データ」といいます）。集計データは、特定のデータまたは結果の情報源としてお客様が識別されてはならず、個々のユーザーの個人を特定できる情報を含んでいてはなりません。Cvent は、かかる集計データについてのすべての権利、権原および権益の唯一の独占的な所有者となります。

9 秘密保持

- 9.1 義務：受領当事者は、開示当事者から事前に書面による許可を得た場合を除き、開示当事者の機密情報を本契約の範囲外の目的で開示または使用してはなりません。各当事者は、相手側当事者の機密情報について、自身の同種の専有情報および機密情報を保護するのと同じ方法で、機密を保護するものとします(ただし、いかなる場合も、合理的な注意を下回る注意を払うのであってはなりません)。受領当事者が開示当事者の機密情報の開示を法律により強制された場合、受領当事者は、開示当事者に強制された開示について(法律により許可される範囲内で)事前に書面で通知するものとし、開示当事者が開示に対して異議を申し立てることを希望する場合には、開示当事者の費用負担にて、合理的な支援を提供するものとし、受領当事者は、他のあらゆる目的のため、この情報を機密情報として扱い続けるものとします。
- 9.2 救済手段：開示当事者は、行使しうる他のあらゆる救済手段に加えて、本第 9 条の実際の違反があるか、または違反の恐れがある場合、それを禁止するための差止による救済を求める権利を有します。
- 9.3 例外：受領当事者は、以下の情報については、本第 9 条に基づく義務を負いません。：
(i) 開示当事者に対して負っている義務に違反することなく、公知であるか、公知となった情報、(ii) 開示当事者が開示する前に、受領当事者が知っていた情報、(iii) 機密情報を使用もしくは参照することなく、または開示当事者に対して負っている義務に違反することなく、受領当事者が独自に開発した情報、(iv) 制限を課せられることなく、また、開示当事者に対して負っている義務に違反することなく、第三者から受領した情報。
- 9.4 事前の秘密保持契約：両当事者が締結した既存の秘密保持契約は、本第 9 条の条項に置き換えられるものとし、本第 9 条が、両当事者が事前に当該契約に基づいて行ったすべての機密情報の開示および交換に適用されるものとします。

10 補償

- 10.1 お客様は、以下を行うものとします。(a) Cvent または当社に対する第三者からの請求のうち、(i) 顧客データ、(ii) お客様による第 4 条違反、または(iii) お客様による第 13.2 条違反に起因する範囲について、Cvent または当社を防御するものとし、(b) 当該請求に対して Cvent または当社に命じられた損害賠償、または請求の解決のためにお客様と請求者が合意した金額を支払うものとします。

- 10.2 手続：当社は、前条に定める補償に関し、以下を行わなければなりません。：(a) 請求の性質および請求の内容を明記した書面にて、速やかに請求についてお客様（以下「補償当事者」といいます）に通知すること、(b)補償当事者の費用負担で、請求に対する防御または和解の単独での管理権限を補償当事者に委ねること（ただし、補償当事者は、当社の書面による事前の同意を得ることなく、Cvent または当社の事業に悪影響を及ぼすような方法で請求を和解してはなりません）、(c)請求の防御に協力し、補償当事者の費用負担で支援すること。なお、Cvent または当社は、自身の費用負担において、法が許容する範囲で、あらゆる請求または関連する和解交渉に参加する権利を有します。

11 責任の制限

- 11.1 責任の制限：当社とお客様のいずれも、自分自身の過失、または自身の従業員もしくは代理人による、その雇用もしくは代理の過程での過失に基づく死亡または人身傷害に対する責任を排除・制限することはなく、また、これら責任を適用法に認められない範囲で排除・制限することはありません。

法律で認められている範囲内で、本契約または本契約に基づいて提供される本サービスに起因または関連する責任の合計および累計額は、契約、不法行為（過失を含む）、またはその他のいかなる法もしくは衡平理論に基づくかにかかわらず、責任を生じさせる最初の事由発生の直前の 12 ヶ月間に、適用される注文書に基づいてお客様が実際に支払った金額を上限とします。複数の請求が存在しても、この制限は拡大されないものとします。本条の制限は、(A)当事者の不正行為または故意、(B)お客様の本契約に基づいて支払われるべき料金の支払義務、または(C)本契約第 10 条に定めるお客様の補償義務には適用されません。

- 11.2 損害賠償の除外：いかなる場合も、本契約または本契約に基づいて提供される本サービスに起因し、または関連するあらゆる種類のあらゆる間接的、懲罰的、特別、付随的、派生的またはその他の損害（データ、収益、利益、使用またはその他の経済的利益の喪失を含みます）については、原因の如何を問わず、いずれの当事者も本契約に基づく責任を負わないものとします。たとえ、これらの損害の可能性について知らされていたとしても同様とします。
- 11.3 確認：本契約に基づいて請求される料金は、本契約に定める責任の制限および排他的救済手段によるものを含め、両当事者間でのリスクの全体的な配分が反映されていま

す。本規定は、両当事者間の取引の重要な基礎を形成するものであり、本規定の変更は、当社が請求する料金に相当な影響を及ぼすこととなります。これらの料金を踏まえ、お客様はこのリスクの配分に同意し、後日、衡平法上の救済またはその他の方法により、本規定またはリスクの配分の変更を要求する権利を放棄します。

12 契約期間および解除

- 12.1 契約期間：第 12.3 条にしたがって本契約が早期に解除されない限り、本契約は、発効日より開始し、以下のいずれか遅い日まで継続します（以下「契約期間」といいます）。：
- (i) 発効日から 5 年後の応当日、または
 - (ii) 最後に履行される注文書のサブスクリプション期間の満了日。注文書のサブスクリプション期間が複数年である場合、指定された年間料金は、注文書の期間中、各年に前払、または注文書の別段の定めにしたがって支払われるものとします。

上記にかかわらず、本契約は、理由の如何を問わず、Cvent と当社間の本サービス利用または販売に関する契約が終了した場合には直ちに終了するものとします。

- 12.2 更新：各注文書は、お客様が適用される注文書で指示されているとおり、更新しない旨を契約期間の 30 日前までに通知しない限り、前条に定める契約期間の終了時に更新されます。注文書に年間のイベント、登録者、ルーム、電子メールまたはその他の請求可能なインスタンスの数が指定されている場合、これら条件も、別段の合意のない限り、更新後の期間に適用されます。

- 12.3 契約解除：いずれの当事者も、以下の場合には、いつでも書面による通知により、本契約全体、または適用される注文書もしくは SOW を直ちに解除することができます。
- (i) 相手側当事者が是正不可能で重大な本契約違反を犯した場合、または相手側当事者が、是正可能で重大な違反について書面で通知されてから 30 日以内に、当該是正可能な重大な違反を是正しないか、違反のない当事者に受け入れられる是正計画を書面にて提出しなかった場合、
 - (ii) 相手側当事者が事業を停止した場合、
 - (iii) 相手側当事者が支払不能となるか、全般的に支払期限到来時に債務を支払うことをやめた場合、または支払不能もしくは倒産手続の対象となった場合。

いずれの当事者が本契約を終了しても、当事者が、自身が行使しうる差止による救済を含むその他の救済手段を追求することを制限されず、契約終了によって、お客様が本契約に基づいてお客様が支払うことに同意したすべての料金の支払義務を免除されることもありません。

当社がお客様の不払を理由として本契約を解除した場合、お客様は、契約期間の残期間に相当する期間の料金を、当社 に支払うことに同意するものとします。

12.4 停止 : Cvent および当社は、Cvent または当社が、お客様またはお客様が許可したユーザーによる本契約の違反を知った場合、または合理的にその疑いを抱いた場合、直ちに本サービスへのアクセスを制限または停止することができます。Cvent または当社は、SaaS ソリューションを通じて投稿または送信された違反のある顧客データを削除することができます。本契約違反のために本サービスへのアクセスが停止または終了された場合であっても、お客様は注文書に記載の金額の全額を支払う責任を負います。

12.5 データの返却 : 本契約の満了または終了の発効日から 30 日以内にお客様から書面による請求があった場合、当社は、お客様が本契約に基づく義務に違反していないことを条件として、お客様が適用される料金を支払った上で、お客様がその時点での最新の形式による顧客データのファイルをダウンロードできるようにするものとします。この 30 日間の期間後、当社は顧客データを維持または提供する義務を負わず、法律で禁止されていない限り、そのプロダクションシステムに維持されているすべての顧客データを削除するものとします。ただし、Cvent は、あらゆる注文書の満了または解除後 2 年間を最長として合理的な期間、顧客データの保存用コピーをバックアップメディアに保存することができます。

13 雑則

13.1 不可抗力 : 当事者は、天災、犯罪行為、Dos 攻撃、社会の敵の行為、自然災害、地震、洪水、火災、伝染病、暴動、戦争、停電もしくは通信障害、または当事者が合理的に制御しえないその他の原因の結果として、当事者が本契約に基づく義務の履行を妨げられる期間中、本契約の履行を免除されるものとします。両当事者は、不可抗力事由の影響を軽減するために合理的な努力をするものとします。

13.2 米国財務省外国資産管理室 (OFAC) : お客様は、米国国務省およびもしくは OFAC による経済または貿易制裁の対象となる国で設立された企業もしくは当該国の居住者、または OFAC の制裁体制の下で「特別指定国民 (Specially Designated Nationals)」、「特別指定国際テロリスト (Specially Designated Global Terrorist)」、「資格停止者 (Blocked Persons)」またはこれらに類する指定を受けている者ではないこと、また、これらの者に対し、本サービスを提供しないことを表明および保証します。本項違反

は本契約の重大な違反であり、当社は本契約を直ちに解除することができます。

- 13.3 権利放棄： いつの時点であれ、違反または不履行に関して、本契約に基づき当事者が行使しうる権利または救済手段の行使が遅延したり、かかる権利または救済手段が行使されなかつたりしたからといって、当該違反もしくは不履行に関して、または他の違反もしくは不履行に関して権利放棄したものとして解釈されません。
- 13.4 見出し： 本契約で使用されている見出しは参照用にすぎず、本契約の規定の意味を定義したり、制限したり、その意味に影響を与えたりするものではありません。
- 13.5 分離可能性： 本契約のいずれかの規定が裁判所によって無効または執行不可能と判断された場合、本契約は無効または執行不可能とされた規定を含まないものとして解釈され、お客様と当社の権利および義務は、適宜、解釈および執行されるものとします。
- 13.6 譲渡： 当事者の関連会社（直接的または間接的に、当該当事者が支配し、当該当事者によって支配され、または当該当事者との共同支配下にある企業）への譲渡、または相手側当事者の直接的な競合相手に関与していない合併、買収、もしくは実質的にすべての資産の売却の場合を除き、いずれの当事者も、相手側当事者の事前の書面による同意（不当に保留または遅延されないものとします）なしに、本契約に規定されている権利または義務を譲渡または移転することはできません。本第 13.6 条に違反する譲渡または移転しようと意図しても、無効です。
- 13.7 当事者の関係： 各当事者は、本契約の履行にあたっては独立した当事者であり、自身のすべての従業員および代理人、ならびに本契約に関連して発生するその人件費および費用について単独で責任を負います。
- 13.8 準拠法： 本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所が第一審の専属管轄権を有するものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約の規定が本契約に適用されないことについて同意するものとします。
- 13.9 完全合意；複本： 本契約は、その対象事項に関する両当事者の完全な合意を含み、当該対象事項に関する事前のすべての合意に取って代わるものであり、両当事者が事前に行った機密情報のすべての開示および交換に適用されるものとします。本契約は、当社とお客様が署名した書面による場合を除き、修正することはできません。本契約およびあらゆる SOW は、任意の部数を作成して署名することができますが、全部の複本を合わせて同じ 1 つの文書を構成します。ファクシミリ、電子メール、またはそ

他の電子的手段で送信された本契約または SOW の署名済みのコピーは、適宜、直接署名された本契約または SOW とみなし、必要とされる他の署名済みの本契約または SOW の全部のコピーと合わせて、同じ1つの文書を構成するものとします。

- 13.10 代理人の使用：当社は、本契約に基づく特定の業務および機能を実行するために、代理人または下請け業者を指名することができます。ただし、本契約に基づく自身の義務の履行については、当社が引き続き責任を負うものとします。
- 13.11 パブリシティ：お客様は、当社および Cvent がお客様を本サービスの受領者として特定し、セールスプレゼンテーション、マーケティング資料およびプレスリリースでお客様のロゴを使用することに同意するものとします。
- 13.12 通知：本契約の下で必要とされ、もしくは許可される通知、または法律で義務付けられる通知はすべて、書面によって行わなくてはならず、(i)手交、(ii)適用される注文書に記載されたアドレスへの電子メール送信、(iii)書留郵便もしくは必要に応じてエアメール、または(iv)国際的に認められている翌日配達航空宅配便によって、送付されるものとし、いずれの場合も、注文書に記載されている連絡先宛とし、送料は全額前払いされなくてはなりません。いずれの当事者も、本条に従って相手側当事者に通知することにより、通知のための連絡先または住所を変更することができます。
- 13.13 第三者の権利：両当事者は、当社またはお客様（お客様または当社の従業員、役員、取締役、代理人、代表者またはその他の関係する第三者を含む）以外の者が、本契約に基づき、本契約の条項または条件を執行する権利を一切有しないことを認め、同意します。
- 13.14 腐敗防止法の遵守：お客様は、本契約に関連して、お客様自身、またはお客様のために働く役員、取締役、従業員、子会社、関連会社、代理人、代表者もしくはその他の者が、日本のみならず、あらゆる国の腐敗防止または贈収賄防止法、法令および規制に違反しないことに同意します。これには米国における Foreign Corrupt Practices Act of 1977、英国における Bribery Act 2010、シンガポールにおける Prevention of Corruption Act が含まれますがこれらに限定されません。

お客様は、贈収賄、恐喝、キックバックまたはその他の違法もしくは不適切な手段によって事業活動を行わないことを保証します。また、お客様は、お客様自身ならびにその役員、取締役、従業員、代理人および代表者が、禁止目的（以下に定義します）のため

に、特に対象受領者（以下に定義します）に対し、直接的または間接的に、金銭の申し出、支払、支払の約束もしくは支払の承認を行うこと、または、有価物の申し出、提供、提供の約束もしくは提供の承認を行うことを違法とするあらゆる国の腐敗防止または贈収賄防止法、法令および規制に違反しておらず、将来においてもそれらを厳格に遵守することを保証し、誓約します。

本契約の目的上、「対象受領者」とは、外国公務員（政府が所有または管理する企業の従業員を含む）、外国の政党（その職員を含む）、国際公共機関の職員もしくは従業員、または外国の公職の候補者を意味し、「禁止目的」とは、以下のいずれかの方法によって、当事者が、いかなる人のためであれ、いかなる人とのビジネスであれ、ビジネスを獲得または保持すること、いかなる人のためであれ、不適切な利益を確保すること、またはいかなる人に対してであれ、ビジネスを誘導することを支援することを意味します。(i)当該対象受領者の公式な立場での対象受領者の行為または決定に影響を与えること、(ii)対象受領者の適法な義務に違反して、行為を行うように、または行為を行わないように勧誘すること、(iii)不適切な利益を確保すること、または(iv)対象受領者に、政府が所有または管理する企業を含む外国政府（またはその機関）の行為または決定に影響を与えるために、外国政府への当該対象受領者の影響力を行使するように勧誘すること。

お客様はさらに、私人、公人を問わずいかなる者に対するものであれ、商業的な贈収賄、キックバック制度、またはその他の形態の不適切な支払に携わらないことを保証し、本契約に関連して、虚偽もしくは不正確であるか、または誤解を招くような請求書またはその他のビジネス文書を作成したり、提出したりしないことを同意します。

13.15 反社会的勢力でないこと：お客様は、次の各号（以下、総称して「暴力団員等」といいます）のいずれにも該当しないことを保証します。(i)暴力団、(ii)暴力団員、(iii)暴力団準構成員、(iv)暴力団関係企業、(v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能犯罪集団等、(vi)その他前各号に準ずる者。

13.16 存続：第1条、第3条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12.3条、第12.5条および第13条は、本契約の終了後も存続するものとします。